

# ごみ分別の手引き（平成24年度版）補足追加版

- ☑地区ごとに定められた収集日当日の朝7：00～8：30分までに出してください。
- ☑町指定のごみ袋で出してください。
- ☑お住まいの地域で定めている集積所に出しましょう。

## もやせるごみ

### 「もやせるごみ」の具体例と出し方のポイント

#### 【生ごみ】

調理くずや残飯、卵の殻、茶殻やコーヒーの豆かすなど。  
水分をよく切ってください。

#### 【紙くず】

ティシュペーパー、紙コップ、写真、感熱紙などの  
リサイクルができない紙。

#### 【紙おむつ】

汚物は取り除いてください。

#### 【衣類】

全ての衣類  
長いものは、半分に切って出してください。

#### 【少量の木の枝・草花】

木の枝は長さ30cm以内に切り、町の指定ごみ袋に入れて出してください。  
草花は、土を落とし乾燥させて出してください。  
一度に4袋まで出すことができます。

#### 【プラスチック製品】

ビニール、ラップ、発砲スチロール、洗剤や弁当容器、ビデオテープ  
CD・DVD、プラスチック製のおもちゃなど。  
付属の金属などは、はずして「燃えないごみ」に出して下さい。

#### 【革・ゴム製品】

かばん、革・長ぐつ、ゴムホース、ゴム手袋、カッパ  
消しゴム、スニーカーなど。

#### 【廃食油】

紙にしみこませるか、凝固剤で固めてください。

#### 町指定のもやせるごみ袋に入れる



### 「もやせるごみ」は町指定のもやせるごみ袋を使用してください



町指定以外の  
透明な袋



黒色の不透明



青色の不透明



レジ袋



町指定の  
もやせるごみ袋

お問い合わせ先 町民生活課 生活環境係 72-1060 または 衛生センター 72-1973

# 【資源ごみ】「空き缶」、「ペットボトル」

## 「空き缶」の具体例



スチール缶



アルミ缶



**注意！**

リサイクルできない空き缶  
燃えないごみに出してください

燃えないごみで出す



ガスコンロ用ガスボンベ缶    スプレー缶(全て)    虫用スプレー

## 「ペットボトル」の具体例



- ・飲料水（お茶、ジュース、水など）
- ・酒類（焼酎・本みりん・洋酒・清酒）
- ・しょうゆ、みりん風調味料
- ・乳飲料

**注意！**

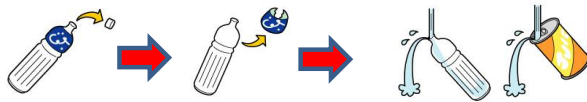
リサイクルできないペットボトル  
もやせるごみに出してください

もやせるごみで出す

- ・油用ペットボトル
- ・ドレッシング用ペットボトル
- ・洗濯用洗剤容器
- ・台所用洗剤容器
- ・シャンプー類
- ・化粧品容器

## 出し方のポイント

- 中を水で軽くすすいでください。
- ペットボトルは、キャップとラベルを取り除いてください。
- 「空き缶」、「ペットボトル」の中にタバコの吸い殻などを入れないでください。
- スプレー缶類は、リサイクルできません。また、**発火する危険性があるため**、火気のない場所で缶に穴をあけ、ガスを完全に抜いてから「燃えないごみ」に出してください。
- ごみ袋の口はしっかりと結んでください。



キャップ、ラベルをはずす

水で軽くすすぐ

## 「空き缶」、「ペットボトル」は町指定の資源ごみ袋を使用してください

- 「空き缶」、「ペットボトル」は、別々に分けてください。
- 町指定以外の袋では収集されません。



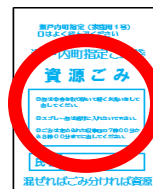
黒色の不透明袋



青色の不透明袋



レジ袋



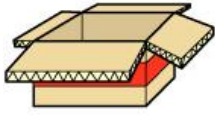
町指定の資源ごみ袋

# 【資源ごみ】古紙類（「段ボール」、「紙類」）

- 古紙類は、水にぬれるとリサイクルすることができません。雨が降っている場合や雨が降りそうな時は、次回の収集日に出すか、衛生センターまたは加計呂麻クリーンセンターへ直接持ち込んでください。
- 古紙類の種類ごとに分けて、紙ひもで十字に結んでください。

## 「段ボール」出し方のポイント

紙ひもで十字に結ぶ



**注意**

- ・ガムテープをはがす
- ・ビニールテープをはがす
- ・送り状のシールをはがす
- ・金属を取り除く
- ・ガムテープでしばらない
- ・濡れたものは出さない
- ・細かくちぎらない

## 「紙類（新聞、本・雑誌、雑がみ）」出し方のポイント

新聞・チラシと本・雑誌と雑がみに分けて紙ひもで十字に結ぶ



新聞・チラシ



本・雑誌

### 雑がみ



紙パック

軽くすすいで乾かして出す



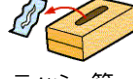
封筒

窓付きは取る



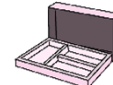
メモ帳・カレンダー

金属部分を外す

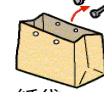


ティッシュ箱

ビニールを取る



お菓子の空箱



紙袋

紙以外は取って外す

## 資源ごみとして出せない紙類です。「もやせるごみ」で出してください



もやせるごみで出す



感熱紙（FAX用紙・レシート）



複写用紙（請求者・領収書など）



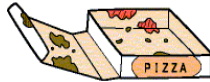
ビニールで加工された紙



写真



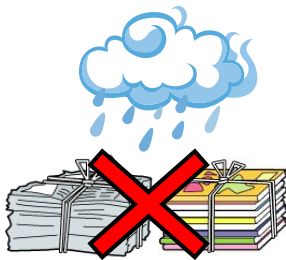
においの着いた紙  
（線香や洗剤の箱など）



油や食品などで汚れた紙



トイレトペーパーの芯



雨の日に出すと、  
雨水や泥で古紙類が汚れて  
再利用ができません。  
気を付けてね。



粘着テープで縛った例



段ボールに入れた例

粘着テープでしばったもの  
段ボールに入れたものは、  
リサイクルする際に中身を出して分別する手間  
とごみが発生します。必ず種類別に束ねて、紙ひも  
でしばって出してください。



段ボールの中にゴミを入れないでください。

# 事業系一般廃棄物の適正処理方法

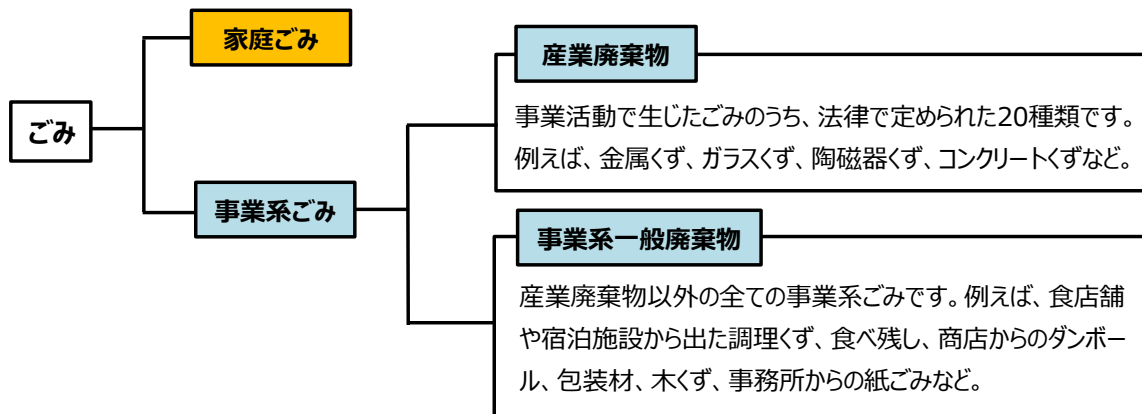


**「事業所から出たごみ」は、町では収集できません。また、「少量」であっても家庭ごみの集積所に出すことはできません。**

## 事業系ごみとは

事業系ごみとは、ごみの量や営利を問わず、家庭以外から出たごみ全てのことを指します。例えば、事務所、店舗、病院、学校、福祉施設などの事業所から出るごみは、事業系ごみとなります。

この事業系ごみは、さらに産業廃棄物と事業系一般廃棄物の2つに分けられます。



## 事業者の皆様には処理責任があります

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者自らの責任において適正に処理しなければならないこと（自己処理責任）が定められています。

「量が少ない」、「家庭から出るごみと内容が変わらない」から「事業系ごみ」ではないのでは？と判断されている方がいらしますが、事業・営業に関連して出るごみは、「質」や「量」にかかわらず「事業系ごみ」となり、「自己処理」しなければいけません。

ごみの種類ごとに、

- （１）廃棄物を収集運搬する「許可」を持つ民間の事業者へ委託**
- （２）事業者自らごみを運搬して、処理施設へ持ち込む**

のいずれかの方法で処理してください。



自分の事業所から出るごみが産業廃棄物か事業系一般廃棄物かを確認し、処理方法に合わせて適切に分別・処理しましょう。また、段ボール・古紙類・缶・びん・ペットボトルなどは、再資源化業者に委託してリサイクルしましょう。

## 瀬戸内町一般廃棄物収集運搬許可業者への委託

瀬戸内町内の一般廃棄物を収集運搬する許可を受けている業者と契約し、処理を委託する方法です。契約に基づく処理費用(収集運搬料金と処分費用)が必要となります。

瀬戸内町一般廃棄物収集運搬許可業者については、町民生活課 生活環境係までお問い合わせください。